

|                                                                                     |                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 者                                                                               | 経理責任者                                                                               |
|  |  |

|         |                                                                                                                                       |       |                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------|
| 支 払 伝 票 |                                                                                                                                       |       | 経理番号            |
|         |                                                                                                                                       |       | 1               |
| 会 派 名   | 無会派                                                                                                                                   | 年 度   | 令和 8 年度         |
| 項 目     | 広報費                                                                                                                                   | 金 額   | 20,416 円        |
| 内 容     | 2026年 <sup>春</sup> <del>夏</del> 季号市議会報告印刷代及び<br>新聞折込み代                                                                                |       |                 |
| 支 払 先   | 関西共同印刷所                                                                                                                               | 支払年月日 | 令和 8 年 6 月 25 日 |
| 備 考     | 振り込み代金 550円<br>相手方請求金額 誤りにより、当 <sup>初</sup> <del>期</del> 振り込み金額と領収証との<br>領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）<br>記載金額が異なる（差額は返金を受けている） |       |                 |

しんさんオンライン ネットキャッシュサービス

取扱票 (ご利用控)

本日はご利用いただきありがとうございました。  
 ただいまお取引いただきました明細は下記の通りでございます。  
 どうぞお確かめください。

お取引日 08 06 25 取扱金庫 店番・通番 1694022ナ-1208  
 お取引店 口座番号

お取引金種

お取引内容 お引出

手数料 ￥550 通帳頁

お取引金額

時刻 10:45

￥209,450\*

説明コード

お取引後残高

ご契約 銀行 支店

カ) カンサイキョウトウインサツヨ様

ハンモト カスビコ様

西兵庫信用金庫

領収証

加古川市議会議員

橋本 和彦

様

金額

¥ 200,866 -

|      |     |    |
|------|-----|----|
| 入金内訳 | 現金  | 振込 |
|      | 小切手 |    |
|      | 手形  |    |

但し 市議会報告作成代 (16,000部) ¥130,370 (税別) 新聞代 (15,500部) ¥52,235 (税別)  
 2026 年 6 月 25 日 上記正に領収いたしました。



株式会社 関西印刷所

本社 大阪市 東区 西船場 15番 5号  
 TEL 06-6611-1188 (代)  
 京都営業所 京都市 中京区 錦町 542  
 サンフ  
 TEL 京都 (075) 211-5941

担当者印

# 加古川市議会報告

2026年春季号

発行●市議会議員 立花しゅんじ・市議会議員 橋本和彦 加古川市加古川町北在家2000 TEL 079-427-9303

市議会議員

立花しゅんじ

●産業環境常任委員



市議会議員

橋本 和彦

●総務常任委員



## 小学校給食 無償化が実現！

すべての子どもに温かい給食を  
——中学校無償化の早期実現を求めて



### ■給食の原点と歴史的意義

学校給食の歴史は、1889年(明治22年)に山形県の小学校で、貧困に苦しむ子どもたちへ昼食を無償提供したことから始まりました。その後、1923年の関東大震災を経て栄養改善の柱として推奨されましたが、1940年代の戦禍により食糧統制が強まると、子どもたちの食までが奪われ、給食は一時廃止に追い込まれました。「平和こそが子どもたちの食を守る」——これは歴史が教える教訓です。

### ■立ちはだかる法律の壁と市民の願い

戦後、日本国憲法第26条は義務教育の無償を定めましたが、1954年制定の「学校給食法」第11条2項には、食材費を保護

者負担とする規定が盛り込まれました。加古川市でも、この規定や財政難を理由に、市民団体から出された無償化を求める請願が、2022年、2024年と相次いで不採択とされてきた経緯があります。

### ■小学校無償化の実現と残された課題

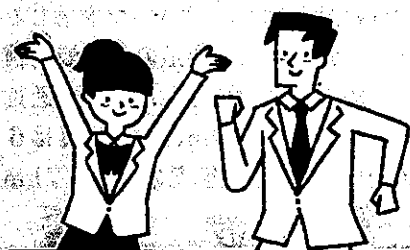
こうした中、今回審議された「令和8年度加古川市学校給食管理事業特別会計予算」において、ついに小学校給食の無償化が盛り込まれました。これは法律の改正ではなく、国の地方交付税の「基準財政需要額」に小学校給食費が算入されるという財政措置によるものです。これまで署名や請願を通じて声を上げ続けてきた市民の皆さんの熱意が、政治を動かした大

きな一歩です。

### ■中学校無償化も一刻も早く

しかし、今回の措置は小学校に留まり、中学校については各自治体の判断に委ねられています。近隣では明石市がすでに無償化を実現し、播磨町もこの機を捉えて中学校まで対象を広げました。

成長期にある中学生にとって、栄養バランスの取れた給食は欠かせません。少子化対策が急務となる今、義務教育の完全無償化は時代の要請です。加古川市においても、小学校の成果を足掛かりに、一日も早い中学校給食の無償化を実現するよう、引き続き強く求めてまいります。



## 18歳未満の 均等割廃止が実現

しかし、財源は国保加入者から余分に78円=300万円を徴収するという矛盾

国民健康保険の「均等割」は、所得に関わらず人数に応じて課税される仕組みであり、生きているだけで負担を強いた「人頭税」さながらの不平等な制度です。生存権を脅かすこの構造は、払いたくても払えない滞納者を生み、加古川市でも5億3千万円を超える収入未済額と厳しい差し押さえが続いています。

問題の本質は、1984年に約5割あった国庫補助が、現在は約25%まで削減されたことにあります。全国知事会・市長会等も国庫

補助を国に強く求めてきました。こうした中、加西市などの先進的な取り組みや世論の広がりを受け、政府が18歳未満の均等割の半分を負担することを決定。加古川市では18歳未満の子ども・子育て支援分の均等割軽減が決まりました。

「能力に応じた負担」という租税原則に立ち返り、さらなる負担軽減と、誰もが安心して医療にかかる制度を目指し、引き続き全力を尽くします。

他の国保加入者から  
財源徴収は問題あり

子ども・子育て支援分の均等割軽減

しかし、18歳以上の  
国保加入者一人78円  
その財源を徴収

軽減されるのは…

18歳未満の  
国保加入者  
3,200人  
均等割  
1,281円軽減!

その財源は…

18歳以上の  
国保加入者  
38,400人  
一人あたり78円  
上乗せして徴収!

これはおかしい!  
大人に負担を押しつける  
納得できない!

子育て支援の名で  
大人から取りすぎ

## 橋本和彦市議会議員の質問から

播磨臨海地域道路  
必要ですか？

**質問** 兵庫県知事が2月12日の記者会見で「起債許可団体」になる可能性に触れ「若い世代に選ばれるためにも、道路インフラ整備から教育投資の充実に予算をシフトしていくことが大事」と述べられた。私も一般質問で「方向性については大賛成である」と述べたが質問での答えは旧態依然のままである。県の播磨臨海地域道路のホームページ更新はされていない中での住民不安をどのように考えているのか。道路建設反対の市民などからの申し入れがあれば市として意見を聞く場を設置するのか。

**回答** ホームページは令和6年度以降更新されていないが、地域住民の声を聴き十分に理解を得る努力をする。申し入れがあれば意見を聞く場を設ける。

**質問** 県主催の公聴会について、終了後数ヶ月たったが、納得のいくような回答は見られず、公聴会の意味を成さないと不信感を持っている。道路建設費用の市の負担割合は。

**回答** 都市計画手続きを進める中で、説明会も取り組んでいき、住民にご理解を求める場としていきたいと考える。今回の播磨臨海地域道路の本線には市の金は使わない。

**質問** 自然破壊・環境問題についての調査の進捗状況については。

**回答** モノづくりの街としても大事な道路であり、県が現在調査中であり準備書も作成している中である。

## 「かこ☆くら」について

**質問** 送迎者の駐車や季節によれば日没も早く児童の安全や夜間ライトの点灯については。

**回答** 対外試合の時などは校内駐車を徹底する。近隣住民の敷地内に駐車することがあれば指導の範囲と考える。ライトなどについては近隣家庭に影響が及ばないように指導する。

**質問** 地域クラブにする事により教師への負担が軽減するとあるが、どの程度の軽減が見込まれているのか。

**回答** 今までは中学校部活動終了後に授業計画などの作成がされていたが、それらへの軽減が大きいと考える。



## 何よりくらし優先の加古川へ

## 立花しゅんじ市議会議員の質問から

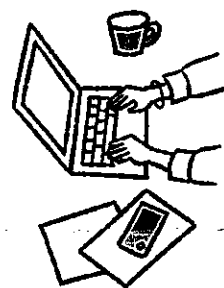
## 公益通報2号案件



公益財団法人加古川総合保健センターの運営に関し、公益通報者保護法2号通報に関連すると見られる書類の提供があり、予算の流用、監査の独立性、利益相反、委託費用が渉外費や雑支出等から捻出されているとの疑義があり質問しました。最初の答弁では問題ないとのことでしたが、年間1億7千万支出し役員を輩出している以上、公金支出主体としてガバナンス関与者であり、地方自治法第221条3項の外郭団体に当たり、運営・会計・調査監視権があるので調べてほしいと再質問し、確認するとの答弁がありました。

医療情報システム  
二重投資の是正

公益財団法人加古川総合保健センターでは稟告や投薬履歴などネットにアクセスすればわかる加古川地域保健医療情報システムが1994年から稼働していますが、2021年から国のマイナポータルが無料で稼働しており二重投資になっていると思うので是正を求めました。現在のベンダーとの契約が令和10年度までとなっている。検討するとの答弁がありました。

自転車の青切符制度導入と  
道路整備について

道路交通法が改正され、自転車走行について、2026年4月から青切符制度が導入されることになっていて指導警告も始まっていることから、道路行政の到達と警察の取り締まり行政の間に大きなギャップを感じるとの市民からの要望がありました。市道の歩道の整備状況と法令の周知状況について質しました。市道延長は1,140kmで歩道があるのは110km、独立歩道は6km、歩道なしは1,024kmで令和10年度までに6.7kmの自転車レーンを整備予定であり、法令の周知については警察と協力して出前講座や広報を使って努力するとの答弁がありました。



## 令和8年 第2回 加古川市議会(定例会) 日程(案)

|         |                      |     |
|---------|----------------------|-----|
| 5/29(金) | 全議案上程(質疑、付託)<br>一般質問 | 第1日 |
| 6/1(月)  | 一般質問                 | 第2日 |

|      |                                   |     |
|------|-----------------------------------|-----|
| 2(火) | 総務常任委員会<br>福祉教育常任委員会<br>産業環境常任委員会 | 休 会 |
|------|-----------------------------------|-----|

|      |                    |     |
|------|--------------------|-----|
| 5(金) | 委員会審査報告、追加議案上程(即決) | 第3日 |
|------|--------------------|-----|

【 請願の締め切りは5月19日(火)です 】

議案は市HPにも掲載されます。議会・委員会は9:30開会予定です。